Ｆ２Ｘ	6 MHz	1,673MHz、1,680MHz 又は 1,687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
Ｆ３Ｅ	［略］	［略］
	200kHz	地上基幹放送局及び54MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	400kHz	940 MHz を超え960MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	40kHz	200MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備で前各項のいずれにも該当しないもの
［略］	［略］	［略］
Ｆ８Ｅ	200kHz	地上基幹放送局及び54MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備

Ｆ２Ｘ	6 MHz	1,673MHz、1,680MHz 又は 1,687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	［同左］	［同左］
［同左］	［同左］	［同左］
Ｆ３Ｅ	［同左］	［同左］
	200kHz	地上基幹放送局及び54MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	400kHz	940 MHz を超え960MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	40kHz	200MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備で前各項のいずれにも該当しないもの
［同左］	［同左］	［同左］
Ｆ８Ｅ	200kHz	地上基幹放送局及び54MHzを超え585MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備

［略］	［略］	［略］

［第２～第９　略］

第10　次に掲げる無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

１　番組素材中継を行う無線局

［(1)・(2)　略］

(3)　1,240MHzを超え1,300MHz以下、2,330MHzを超え2,370MHz以下、5.85GHzを超え5.925GHz以下、6.425GHzを超え6.57GHz以下、6.87GHzを超え7.125GHz以下、10.25GHzを超え10.45GHz以下、10.55GHzを超え10.68GHz以下又は12.95GHzを超え13.25GHz以下の周波数の電波を使用する移動業務の無線局の無線設備

ア　Ｘ７Ｗ電波を使用するものであつて、チャネル間隔が18MHzのもの　17.5MHz

イ　Ｘ７Ｗ電波を使用するものであつて、チャネル間隔が９MHzのもの　8.5MHz

［ウ　略］

［(4)　略］

［２・３　略］

［第11～第72　略］

［同左］	［同左］	［同左］

［第２～第９　同左］

第10　［同左］

１　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　［同左］

ア　Ｘ７Ｗ電波を使用するものであつて、各空中線端子における伝送容量が51Mb／sを超え105Mb／s以下のもの　17.5MHz

イ　Ｘ７Ｗ電波を使用するものであつて、各空中線端子における伝送容量が51Mb／s以下のもの　8.5MHz

［ウ　同左］

［(4)　同左］

［２・３　同左］

［第11～第72　同左］